

**改正**

平成19年3月27日告示第23号

平成23年3月29日告示第59号

平成24年11月14日告示第151号

平成25年7月12日告示第135号

平成26年7月1日告示第131号

平成27年3月31日告示第54号

平成29年3月6日告示第24号

平成29年7月10日告示第128号

令和5年1月31日告示第16号

下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、都市部から市内への移住を促進し地域の活性化を図るため、市内に移住した者に対し予算の範囲内で下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、下呂市補助金等交付規則（平成16年下呂市規則第45号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する本市の住民基本台帳に記録されること（外国人住民にあつては、永住者の在留資格又は特別永住者の資格をもって記録される場合に限る。）をいう。
- (2) 世帯責任者 世帯において主として生計を維持している者
- (3) Uターン者 下呂市の出身者で、5年以上市外へ転出した後、再び下呂市に住民登録した者
- (4) Iターン者 下呂市以外の出身者（新規学卒者を含む。）で、下呂市に住民登録した者
- (5) Jターン者 下呂市以外の出身者で、出身地以外の住民登録をした後、下呂市に住民登録した者

- (6) 借家等 市内における民間の借家、アパート等（勤務事業所の官舎、社宅、社員寮等及び公共的団体が管理運営する住宅を除く。）

（補助対象者）

**第3条** 補助対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たした世帯責任者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者

ア Uターン者、Iターン者又はJターン者で、下呂市に住民登録した日の年齢が55歳未満であり、下呂市に住民登録した日から6月以内に補助金の申請を行う者

イ Uターン者、Iターン者又はJターン者で、岐阜県農業次世代人材投資事業（準備型）による研修中又は研修課程を修了した者であり、下呂市農業研修生宿泊施設を退去した日から起算して6月以内に補助金の申請を行う者

ウ 下呂市地域おこし協力隊員で、その任務が終了した日から起算して6月以内に補助金の申請を行う者

- (2) 借家等を借り上げ、家賃を支払う者

- (3) 借家等に入居する世帯員が、公務員又は独立行政法人及び地方独立行政法人の役員若しくは職員でない者

- (4) 借家等に入居する世帯員が市税を滞納していないこと

- (5) 地域住民との交流を積極的に図ることができる者

- (6) 本市に引き続き5年以上生活の本拠として居住することが確実であり、このことについて誓約した者

- (7) 補助対象事業の対象経費と重複して他の補助金の適用を受けていない者

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

- 2 前項の規定にかかわらず、事業所の人事異動等により下呂市に5年以上居住する見込みがないと市長が認めたものは、補助金の交付対象者としなない。

（補助金の額及び交付期間）

**第4条** 補助金の額は、支払った家賃の月額（共益費等を除く。）と当該借家等に附属する駐車場の借上料の合算額（以下「家賃等」という。）の2分の1以内の額で20,000円を超えない額とする。ただし、算出した額のうち、千円未満の額については、これを切り捨てるものとする。

- 2 店舗等との併用住宅であって、店舗等の該当部分について他の補助金の対象となる場合は、居住部分として利用する面積に応じて家賃等の額を按分して算出するものとする。

- 3 補助金を交付する月は、交付申請のあった月からとする。
- 4 補助金の交付の期間は、24月を限度とする。
- 5 前項の補助金の交付期間は、家賃月額算定の根拠となる期間による月数で算定するものとし、日割計算等による家賃の支払いがある場合は、その月の翌月から交付するものとする。

(補助金の交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金申請者」という。）は、下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、住民登録をした日から6月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票（世帯員の住民登録地が確認できるもの）
  - (2) 賃貸借契約書の写し
  - (3) 世帯員の状況及び住所歴・職業歴（様式第2号）
  - (4) 定住に関する誓約書（様式第3号）
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前年度に引き続き補助金の交付を受けようとする者は、毎年4月末までに下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金交付継続申請書（様式第1号の2。以下「継続申請書」という。）に、住宅の賃貸借契約書の写しを添え、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

**第6条** 市長は、提出された申請書又は継続申請書及び添えられた書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金（変更）交付決定通知書（様式第4号。以下「決定通知書」という。）により、補助金申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を行う場合には、補助金の交付の決定を受けた者がその交付の決定を受けた日から5年を経過する前に市外へ転出したときは、その経過する前の期間に相当する月分の補助金を返還しなければならないことを条件として附するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による審査を行い、補助金の交付が適当でないと認めたときには、下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により補助金申請者に通知するものとする。

(補助金申請内容の変更)

**第7条** 補助金の交付の決定を受けた補助金申請者（以下「補助金交付決定者」という。）は、申請書の内容に変更が生じた場合は、下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金変更承認申

請書（様式第6号）により市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、補助金額又は補助金の交付期間を変更すべきものと決定した場合は、決定通知書により当該補助金交付決定者に通知するものとする。
- 3 月の途中での転居等の理由により、前項の規定による補助金の交付期間の短縮を決定する場合の交付期間の取扱いについては、1月に満たない期間は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付請求等）

**第8条** 補助金交付決定者は、当該補助金について4月分から9月分までを前期分、10月分から3月分までを後期分として、前期分は9月末日までに、後期分は3月末日までに下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金交付請求書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 家賃の支払いを証明する書類（領収書の写し等）

（2） その他市長が必要と認める書類

- 2 補助金の交付は、前項に規定するそれぞれの請求があった月の翌月の末日までに補助金交付決定者の希望する金融機関の口座に振込みする方法により行うものとする。

（補助金の返還等）

**第9条** 市長は、補助金交付決定者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 補助金の交付の決定を受けた日から5年を経過する前に市外へ転出したとき。

（2） 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき

（3） 下呂市民としてふさわしくない非行等があった場合

（4） 前号各号に定めるもののほか市長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めたもの

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

- 3 市長は、補助金交付決定者が第8条第1項に規定する補助金の請求に係る交付日において、市外に転出しているとき又は明らかに今後定住が見込めないものと認めたときは当該請求に係る補助金の全部を取消し、補助金を交付しない。

（補助金の重複交付の禁止）

**第10条** この要綱の規定により補助金の交付を既に受けている者は、新たにこの要綱による補助金の交付を受けることはできない。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年4月11日から施行し、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、現に市内に住民登録をしているU・I・Jターン就職者に対するこの要綱の適用は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 施行日前1か月以内の期間内で、市内の事業所に就職するための準備又は就職活動のため借家等を借り上げ入居している者のうち、施行日以後に市内の事業所に採用され勤務することとなった者については、この要綱を適用する。
  - (2) 施行日前1か月以内の期間内に市内の事業所に勤務し、施行日以後に借家等を借り上げ、入居する者については、この要綱を適用する。

**附 則**（平成19年3月27日告示第23号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年3月29日告示第59号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年11月14日告示第151号）

この告示は、平成24年11月14日から施行する。

**附 則**（平成25年7月12日告示第135号）

この告示は、平成25年7月12日から施行する。

**附 則**（平成26年7月1日告示第131号）

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月31日告示第54号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の下呂市若者定住促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以降の補助金について適用し、施行日前の補助金については、なお従前の例によ

る。

**附 則**（平成29年 3 月 6 日告示第24号）

この告示は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成29年 7 月10日告示第128号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年 7 月10日から施行し、平成29年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の第 3 条の規定によって要件を満たした補助対象者は、改正後の第 3 条の規定によって要件を満たした補助対象者とみなす。

**附 則**（令和 5 年 1 月31日告示第16号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の第 9 条第 1 項の規定は、施行日以後の補助金の交付申請に係るものから適用する。

様式第1号（第5条関係）

下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金交付申請書

年 月 日

下呂市長 あて

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金の交付を受けたいので、下呂市U・I・J  
ターン促進家賃助成事業補助金第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。  
なお、当該補助金の交付決定のため、市が私の市税納付状況を調査することを承諾します。

記

- 1 補助金申請額      円（      年 月～      年 月分）
- 2 住宅の種類      一戸建借家・アパート・その他（該当する区分を○で囲んでください）
- 3 補助基本額      1か月の家賃      円÷2＝      円  
（家賃には、駐車場の借上料を含むものとし、共益費等を除く。  
千円未満切り捨て：上限2万円）
- 4 家賃等の支払い相手方
- 5 転入年月日      年      月      日（転入の手続きを行った日）
- 6 添付書類
  - ・住民票（家族全員の住民登録地が確認できるもの）
  - ・賃貸借契約書の写し
  - ・世帯員の状況及び住所歴・職業歴（様式第2号）
  - ・定住に関する誓約書（様式第3号）
  - ・その他市長が必要と認める書類

## 下呂市U・I・J ターン促進家賃助成事業補助金交付継続申請書



8/14

様式第2号（第5条関係）

世帯員の状況及び住所歴・職業歴

1 世帯員の状況（申請年月日現在）

|      |       | 氏 名 | 続柄 | 生年月日  | 年齢 | 職 業 | 備考 |
|------|-------|-----|----|-------|----|-----|----|
| 世帯構成 | 世帯責任者 |     | 本人 | 年 月 日 |    |     |    |
|      | 世帯員   |     |    |       |    |     |    |
|      |       |     |    |       |    |     |    |
|      |       |     |    |       |    |     |    |
|      |       |     |    |       |    |     |    |
|      |       |     |    |       |    |     |    |
|      |       |     |    |       |    |     |    |

2 住所歴（世帯責任者の下呂市に転入又は再転入する前の住所歴）

| 年 | 月 |   | 年 | 月 | 住 所 |
|---|---|---|---|---|-----|
|   |   | ～ |   |   |     |
|   |   | ～ |   |   |     |
|   |   | ～ |   |   |     |
|   |   | ～ |   |   |     |

3 職業歴（世帯責任者の下呂市に転入又は再転入する前の職業歴）

| 年 | 月 |   | 年 | 月 | 勤務先名 |
|---|---|---|---|---|------|
|   |   | ～ |   |   |      |
|   |   | ～ |   |   |      |
|   |   | ～ |   |   |      |
|   |   | ～ |   |   |      |

定住に関する誓約書

私は、下呂市に定住の意思をもって住民登録し、地域住民との交流を積極的に図ることを誓約します。

なお、下呂市U・J・Iターン促進家賃助成事業補助金交付要綱第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、市長が指定する金額を返還します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

印

第 号  
年 月 日

様

下呂市長



下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金については、下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 補助金の対象期間 年 月 ～ 年 月（ 年度分）
- 3 交付の条件
  - （1）下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金交付要綱第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還すること。
  - （2）市長から報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行うこと。
  - （3）申請書記載事項に変更が生じたときは、速やかに届けること。

第 号  
年 月 日

様

下呂市長



下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金については、下記の理由により交付しないことに決定しましたので、下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり通知します。

記

1 不交付の理由

年 月 日

下呂市長 あて

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

下呂市U・I・J ターン促進家賃助成事業補助金変更承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた補助金の内容を変更したいので、  
下呂市U・I・J ターン促進家賃助成事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次の  
とおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

様式第7号（第8条関係）

下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金交付請求書

年 月 日

下呂市長 あて

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金について、下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金第8条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり交付を請求します。

記

請求金額 金 円

| 交 付 決 定 期 間 |        | 年 月 ～ 年 月 |        |
|-------------|--------|-----------|--------|
| 請 求 期 間     |        | 年 月 ～ 年 月 |        |
| 年・月         | 支払家賃の額 | 1/2 の額    | 補助金決定額 |
|             |        |           |        |
|             |        |           |        |
|             |        |           |        |
|             |        |           |        |
|             |        |           |        |
|             |        |           |        |
| 合 計         |        |           |        |

※添付書類

①家賃の支払いを証明する書類（領収書の写し等） ②その他市長が必要と認める書類

※補助金の振込先（ゆうちょ銀行は除く。）

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| 銀 行 名   | 信用金庫 銀 行<br>信用組合 農 協 店    |
| 種 別     | 普通 ・ 当座 （どちらかへ○を付してください。） |
| 口 座 番 号 |                           |
| 名 義 人   | （カタカナ読み： ）                |